

第10章 食品衛生事業

目 的	食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から、必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、市民の健康の保護を図る。
内 容	食品衛生法に基づき、営業を営もうとする食品等事業者は、市長の許可を受けるか、市長へ届出を行わなければならない。食品の衛生的安全性の確保のため、食品等事業者に対し、必要な指導を行う。
事業根拠	食品衛生法、食品衛生法施行規則、食品衛生法施行条例

1 食品営業許可

(1) 食品衛生法に基づく許可施設数(業種数)

令和3年6月1日に施行された「食品衛生法の一部を改正する法律」により、食品衛生法に基づく許可の業種について34業種から32業種に再編された。

令和3年6月1日までに許可を受けていた施設(旧法に基づく許可施設)について、本来の有効期限までは新たな許可の取得は不要で、従前の営業許可の範囲で営業を行うことが出来る。

ア 旧法に基づく許可施設数

(令和6年度)

営業の種類※1	施設数※2	許可数			廃業
		新規	継続	計	
飲食店営業	884	0	0	0	188
菓子製造業	94	0	0	0	22
魚介類販売業	19	0	0	0	11
食品の冷凍又は冷蔵業	3	0	0	0	2
喫茶店営業	20	0	0	0	11
アイスクリーム類製造業	2	0	0	0	0
食肉処理業	7	0	0	0	3
食肉販売業	20	0	0	0	11
食肉製品製造業	1	0	0	0	0
食用油脂製造業	2	0	0	0	0
豆腐製造業	3	0	0	0	0
めん類製造業	3	0	0	0	1
そうざい製造業	9	0	0	0	2
添加物製造業	2	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	0	0	0	0
氷雪製造業	1	0	0	0	0
計	1,071	0	0	0	251

※1 令和6年度において市内に施設がなく、新たな許可及び廃業がなかった16業種を除く。

(乳処理業、特別牛乳さく取処理業、乳製品製造業、集乳業、魚介類せり売り営業、魚肉練り製品製造業、あん類製造業、かん詰又はびん詰食品製造業、乳酸菌飲料製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、醤油製造業、ソース類製造業、酒類製造業、納豆製造業、食品の放射線照射業)

※2 令和7年3月31日現在

イ 改正法に基づく許可施設数

(令和 6 年度)

営業の種類※1	施設数※2	許可数			廃業
		新規	継続	計	
飲食店営業	1,806	400	0	400	89
調理の機能を有する自動販売機	27	10	0	10	0
食肉販売業	51	10	0	10	1
魚介類販売業	43	5	0	5	1
食肉処理業	12	3	0	3	0
菓子製造業	161	27	0	27	4
アイスクリーム類製造業	1	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	0	0	0	0
食肉製品製造業	1	0	0	0	0
水産製品製造業	2	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	1	0	0	0	0
酒類製造業	2	1	0	1	0
豆腐製造業	3	1	0	1	1
麺類製造業	9	3	0	3	0
そうざい製造業	36	9	0	9	2
冷凍食品製造業	3	1	0	1	0
漬物製造業	11	3	0	3	1
密封包装食品製造業	1	0	0	0	0
食品の小分け業	4	0	0	0	0
計	2,175	473	0	473	99

※1 令和 6 年度において市内に施設がなく、新たな許可及び廃業がなかった 13 業種を除く。

(魚介類競り売り営業、集乳業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、食品の放射線照射業、乳製品製造業、冰雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、納豆製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、添加物製造業)

※2 令和 7 年 3 月 31 日現在

(2) 改正法に基づく営業届出施設数

原則、すべての食品等事業者は HACCP に沿った衛生管理が義務付けられることに伴い、食品衛生監視員が対象事業者を把握できるよう、営業許可の対象となっていない業種を営む営業者は、一部の届け出対象外の営業者を除き、管轄の保健所に届け出をする。

(令和 6 年度)

営業の種類※1	営業施設数※2
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	13
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	36
乳類販売業	164
氷雪販売業	1
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	297
弁当販売業	20
野菜果物販売業	48
米穀類販売業	10
通信販売・訪問販売による販売業	5
コンビニエンスストア	147
百貨店、総合スーパー	85
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	123
その他の食料・飲料販売業	569
いわゆる健康食品の製造・加工業	1
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	20
農産保存食料品製造・加工業	16
調味料製造・加工業	8
精穀・製粉業	2
製茶業	2
卵選別包装業	1
その他の食料品製造・加工業	19
行商	10
集団給食施設	196
器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	18
その他	6
計	1,817

※1 令和 6 年度末において市内に施設がない 4 業種を除く。

（添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）、糖類製造・加工業、海藻製造・加工業、露店・仮設店舗等における飲食の提供のうち営業とみなされないもの）

※2 令和 7 年 3 月 31 日現在

2 食品関係営業者等への衛生教育

食品営業者や市民等に対し、食中毒予防のための講習会や動画配信等を通じて、正しい食品衛生知識の普及啓発に努めた。

- (1) 令和 6 年度の衛生講習会実施数 4 回
令和 6 年度の衛生講習会参加者数 223 人

- (2) YouTube を利用した食品衛生に関する動画配信

ア START UP HACCP

～小規模事業者（飲食店営業）向け～

視聴回数 45 回

イ 食中毒予防について	視聴回数	1,819 回
ウ ノロウイルス対策について	視聴回数	376 回
エ カンピロバクター食中毒について	視聴回数	467 回
オ 家庭でできる食中毒予防の6つのポイント	視聴回数	34 回
カ 食中毒予防__お肉はよく焼いて食べよう	視聴回数	41 回

3 食中毒事件の発生状況

食中毒の原因となった施設について、営業停止の措置をとり、この間に調理従事者の衛生講習会を実施し、再発防止策を講じた。

令和6年度の食中毒発生件数：1件

4 食品に係る苦情・相談件数

消費者及び営業者からの食品に係る苦情・相談に対して、食品製造施設等の調査を行った。

(令和6年度)

申出の内容 (項目)	申出件数	
	市内	市外
表示関連	17	0
規格基準	0	0
異物混入	10	3
カビ発生	5	0
有症苦情	44	4
虫の混入	4	0
その他	48	1
違反食品	0	5
計	128	13

※ 市内・市外の別は、当該申出に係る施設の所在地で分類したもの

5 食品収去等検査

市内で製造・販売される食品等について法等に基づき検査を実施した。

(令和6年度)

検査項目	対象食品等	検体数	項目数
微生物 (一般細菌数、大腸菌群、食中毒菌等)	冷凍食品、清涼飲料水	5	5
残留農薬	野菜、果実及びその加工品等	5	1,617
食品添加物 (指定外添加物を含む)	魚介類加工品、輸入菓子、 清涼飲料水等	18	97
動物用医薬品	食肉、魚介類等	22	1,037
アレルギー物質	加工食品等	3	6
ATP 拭き取り検査		53	53
アレルギー拭き取り検査		22	31
合 計		128	2,846

6 食品営業施設等の立入検査

食品の製造・販売施設の監視を行い、食品等における衛生上の危害の発生防止に努めた。

(1)食品衛生法に基づく許可施設の監視・立入検査数

ア 旧法に基づく許可施設の監視・立入検査数

(令和6年度)

営業の種類	監視件数
飲食店営業	96
菓子製造業	9
魚介類販売業	10
食品の冷凍又は冷蔵業	0
喫茶店営業	3
あん類製造業	0
アイスクリーム類製造業	0
食肉処理業	0
食肉販売業	6
食肉製品製造業	0
食用油脂製造業	0
みそ製造業	0
豆腐製造業	0
めん類製造業	1
そうざい製造業	0
添加物（法第13条第1項の規定により 規格が定められたものに限る。）製造業	0
清涼飲料水製造業	0
冰雪製造業	0
計	125

イ 改正法に基づく許可施設の監視・立入件数

(令和 6 年度)

営業の種類	監視件数
飲食店営業	318
調理の機能を有する自動販売機	1
食肉販売業	18
魚介類販売業	16
食肉処理業	10
菓子製造業	30
アイスクリーム類製造業	1
清涼飲料水製造業	2
食肉製品製造業	1
水産製品製造業	1
酒類製造業	0
みそ又はしょうゆ製造業	0
豆腐製造業	1
麺類製造業	2
そうざい製造業	9
冷凍食品製造業	0
漬物製造業	11
密封包装食品製造業	1
食品の小分け業	4
計	426

ウ 改正法に基づく営業届出施設の監視・立入件数

(令和6年度)

営業の種類	監視件数
魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	1
食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	11
乳類販売業	2
冰雪販売業	0
コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	0
弁当販売業	1
野菜果物販売業	3
米穀類販売業	0
通信販売・訪問販売による販売業	0
コンビニエンスストア	11
百貨店、総合スーパー	26
自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	2
その他の食料・飲料販売業	60
いわゆる健康食品の製造・加工業	0
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	1
農産保存食料品製造・加工業	1
調味料製造・加工業	3
精穀・製粉業	0
製茶業	0
卵選別包装業	0
その他の食料品製造・加工業	1
行商	0
集団給食施設	37
器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	2
その他	1
計	163

7 越谷総合食品地方卸売市場の監視指導

食品の流通拠点である越谷総合食品地方卸売市場内を巡回し、仲卸業者等の店頭に並べられている食品の衛生管理や食品表示等を監視指導を実施することにより、市場内に流通する生鮮食品等の安全性確保を図った。

監視指導件数 2回（令和6年度）